

環境省・原子力規制委員会の発電所から3km以内の測点

環境省及び原子力規制庁の、発電所から3km以内の測点は以下のとおり。

○環境省：8測点

(E-S3、E-S4、E-S5、E-S10、E-S13、E-S14、E-S15、E-S16)

○原子力規制庁：4測点

(M-101、M-102、M-103、M-104)

※総合モニタリング計画に基づくモニタリング結果において、発電所から3km以内の測点で700Bq/L、それより遠方の測点で30Bq/Lを超過した場合は、原子力規制庁は、速やかに東京電力に連絡することとしている。

(第9回会議資料3-3

「海洋放出後の環境省及び原子力規制委員会におけるモニタリング結果の取扱いについて」より)

